

成果の説明書

(氏名) 谷口聡	(学部) 経済学部
<p>1 重要事項</p> <p>本説明書の報告者は、以下に、主に研究に関する業績を記載することとする。報告者は、法律学、とりわけ、民法の研究教育を生業とする者である。</p> <p>① 報告者は、一昨年度（2014年度）にドイツ在外研究において「継続的債務関係」というテーマに取り組んできたが、2015年度もこれを継続して研究している。贈与契約、売買契約や交換契約などの一回性の給付により債務の履行が完結する契約に対して、契約期間が長期間に依拠することを理由として、契約時点においては契約の総給付量が不確定である契約類型が存在する。従来は雇用契約や賃貸借契約などが問題とされた領域であったが、現在では、様々な契約類型がこれに属するものとされ、研究されている。報告者は昨年度、このうち「フランチャイズ契約」に着目して判例などの研究をおこなった。成果は、「法律行為研究会（椿寿夫[大宮法科大学院大学名誉教授]主宰）」において2016年3月5日に研究報告をさせていただいた。</p> <p>② 報告者は、「景観保護に関する法律問題」の研究を近年おこなってきたが、昨年度もこれを継続しておこなってきた。報告者は民法の研究者であるため民事訴訟を中心にこれまで考察を重ねてきたが、景観保護の訴訟の中心は近年、行政事件訴訟に移行しつつある。すなわち、景観利益を侵害された者が侵害者に差止めや損害賠償を求めるといった民事訴訟ではなく、被侵害者が、侵害者に建築許可などを与えている自治体に対して許可取消などを求める行政事件訴訟が非常に多くなっている。このため、昨年度はこのような行政事件訴訟にも焦点をあてて、研究をおこなった。2015年6月には九州法学会第120回学術大会において研究報告の機会を得た。また、機関誌『環境管理2016年1月号』（産業環境管理協会）にも研究成果を公表する機会を得た。さらに、高崎経済大学地域政策学会紀要である『地域政策研究』の18巻2・3合併号および18巻4号においても原稿執筆の機会を賜った。</p> <p>③ 「租税と民法」に関する研究の取組みは、昨年度新たに始めたものである。租税とは、根本的には憲法を根拠とし、さらには、行政法体系に属する租税法によって法的に具体的に根拠づけられた国家ないしは自治体による税金徴収の行政処分行為である。このように法的には行政法を直接の根拠とした金銭徴収の権限に関する問題であるため、租税法研究者および行政法研究者が「租税債権」に関する研究を中心的におこなってきた。しかし、そもそも租税とは、私人間の経済取引を基盤として成り立つものである。会社が企業取引活動により利益を上げるところに法人税が課され、私人が労働契約に基づく労務の対価として受け取る賃金に所得税が課され、親から子へ相続がなされる場合に相続税が課せられる。租税法は、国家ないし自治体の行政行為であるということの一つの理由として行政法体系に組み込まれ、租税法ないし行政法研究者により研究が活発になされているが、上述のように考えた場合、私法ないし民法の研究者の側からも「租税債権」というものが、私法体系上どのように考えられるべきかを考究する必要があると思われる。</p> <p>昨年度、報告者は、特に、民法の体系において「租税債権」が問題になる場合、例えば、AがBという私人から借金を取り立てられており同時に国家であるCからも国税徴収の取立てられているという場合に、そのような租税債権の民法体系上における性質はどのように考えるべきかという具体的問題に取り組んだ。成果として、この問題は、これまで私法研究者の側から研究されてきたという形跡があ</p>	

まり多くは見当たらないことを指摘したうえで、課題の提示をおこなった。

そのような研究の成果は、高崎経済大学経済学会紀要『高崎経済大学論集』58巻1号および高崎経済大学地域科学研究所紀要『産業研究』51巻1・2号において発表させていただくことができた。

(以上)

2 その他の事項

報告者はかなり以前より、ライフワークの一環として、「被害者の素因」というテーマに関して研究を継続している。これは民事損害賠償法における問題点の一つである。近年は障害者権利条約が批准されたこともあり、不法行為における被害者の身体上ないし精神上的加害行為以前からの既往症・疾病・疾患などを賠償額に反映してよいかなどという問題にも注目する必要があることから、このテーマの研究は継続している。昨年度の成果としては、高崎経済大学経済学会紀要『高崎経済大学論集』58巻1号にドイツ法の共働過失（わが国では過失相殺に該当する）規定に関する議論を紹介したものが挙げられる。

(以上)

3 次年度以降の計画・抱負

前掲1①「継続的債務関係」に関する研究を継続したい。特に、ドイツ法の状況を分析し、その分析結果をわが国の状況と対比させたいと、示唆を得たいと考えている。すでに、九州法学会第121回学術大会において報告させていただき承認を賜っている。

前掲1②「景観保護の法律問題」については、間もなく判例の分析が終了する見通しであるので、学説の状況の分析を踏まえて、可能であれば著書などとしてまとめた成果の公表がしたいと考えている。

前掲1③「租税債権と民法」については、新たに取り組みを始めたばかりのテーマであるので、地道に研究の基礎固めをおこない、発展をさせていきたいと考える。

前掲2のテーマについては、今後もライフワークとして一歩ずつ研究を重ねていきたいと考えている。

(以上)